

第8回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成27年2月13日（金）午前10時00分～午前11時15分

会場：新潟市役所 分館 1階 1-101会議室

出席委員：植木部委員、大竹委員、本間委員、山賀委員、山岸委員、山田委員

（出席6名，欠席1名）

事務局出席者：こども未来課 小沢こども未来課長

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

生涯学習課 青少年・地域と学校連携室 佐々木室長

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

傍聴者 有2名

報道関係者 有1名

会議内容

1 開会

○本間こども未来課育成支援係長

定刻になりましたので、ただいまから第8回新潟市放課後児童クラブ検討部会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきますこども未来課の本間です。よろしくお願いいたします。飯塚委員ですけれども、本日本体調不良により欠席ということで、ご連絡をいただいております。

本日の部会も議事の過程を明確にするために録音させていただきますことをご承知おきください。また、当部会は公開となっております。本日も2名の傍聴者がおりますので、ご報告いたします。

2 報告

新潟市子ども・子育て支援事業計画（案）意見募集結果について

○本間こども未来課育成支援係長

それでは、次第の2、報告です。新潟市子ども・子育て支援事業計画（案）意見募集結果についてご報告させていただきます。座って報告させていただきます。

それでは、資料1をご用意ください。まず、1枚目ですけれども、先回部会での振り返りとなりま

す。新制度のスタートにあわせ、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が平成31年度までの5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、そのほか業務の円滑な実施に関する計画を定める必要がございます。子ども・子育て会議におきまして、全体の議論が進められておりますけれども、本部会では「基本施策の2 放課後対策の総合的な推進」についてご議論をいただき、部会案をまとめ、本体会議の承認をいただきまして、昨年12月22日からパブリックコメントを実施しておりました。1月20日に締め切りをいたしまして、5名の方から12件のご意見をいただきました。12件のうち9件が本部会に関連する項目でありました。そのほか幼保部会の関連が1件、地域ネットワーク部会の関連が1件となっております。2月中にそれぞれの部会が開催されますので、最終的な計画の修正を行っていき、3月11日開催予定の本体会議にそれぞれの部会案を提出した上で計画を確定させていくスケジュールとなっております。パブリックコメントの結果の報告は以上でございます。

それでは、早速これから議事に入りたいと思います。議事につきましては、植木部会長から進行をお願いいたします。

3 議事

子ども・子育て支援事業計画（放課後対策の総合的な推進）について

○植木部会長

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいま報告のとおりパブリックコメントに関しては総計で12件、このうちこの部会に関係する内容が9件ということで、その関心の高さを感じるところでありがたいなというふうに思います。この後は、またこの資料1の2枚目以降に基づきまして、裏ですか、1枚目の。その回答案に関して事務局よりご説明いただき、そして皆様方から一通りのご意見をいただきたいなど、こんなふうに思っております。それにあわせて資料の2になりますでしょうか、子ども・子育て支援事業計画書（案）これのこの部会に関係する部分を確定を最終案ということでまとめていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局より資料説明をお願いいたします。

○本間こども未来課育成支援係長

それでは、資料1と資料2をご用意いただきたいと思っております。

まず資料1、1枚めくっていただきまして、横の表になってございます。表の一番左側は、通し番号が入っておりますけれども、これはいただいたご意見の件数と符合いたしております。その隣が該当頁となっており、これが事業計画（案）におけるページ番号となっております。通し番号の1については幼保部会、通し番号の2から10が本部会、通し番号の11、12が地域ネットワーク部会の関連項目となっております。

資料2の事業計画書案については、パブリックコメントの意見などを反映させております。ところどころ下線が引いてありますけれども、下線部が前回からの変更箇所となっております。

それでは、資料1のまず通し番号の2でございます。いただいたご意見といたしまして、放課後子ども総合プランで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化が推進されているが、放課後児童クラブと子ども教室事業は、それぞれの目的、役割がある。放課後子供教室との一体化ではなく、放課後児童クラブ数をふやすことや質の引き上げなど放課後児童クラブの拡充が緊急の課題。保護者が安心して働くことができ、子どもが安心して生活できる放課後児童クラブの整備が必要であるというものです。この表の右側は、市の考え方を示したものでございます。考え方といたしましては、放課後子ども総合プランにおいての一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が同一の小学校内等の活動場所で、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。

ここでお手数でも資料2を1枚めくり、46ページをごらんください。この中ほどにアスタリスクの注ということで、一体型との説明書きを追記させていただきました。パブリックコメントで一体化というふうなことのご意見がありますけれども、国の示す一体型とはこういうものであるという注意書きを示させていただいたところです。

また、資料1のほうに戻っていただきまして、説明書きを追加させていただきましたけれども、その下ですが、市といたしましては、さらに放課後児童クラブと放課後子供教室が連携を図ることで、児童が活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができるよう取り組んでいくことが必要と考えてございますので、そのような考え方を具体的に示していきたいというふうに考えています。改めてですけれども、国が進めている放課後子ども総合プランにおける一体型という言葉にご意見をいただいたところですが、ご意見いただいた方も事業が一緒になるイメージを持たれているというようですので、あくまでも別々な事業でありまして、それぞれのよい部分を生かしながら全ての小学生に安全、安心な居場所を確保していくということが放課後総合プランにおける一体型というものでございます。

あと国のほうからは、ただいま議論いただいております事業計画案に、放課後子供教室の整備計画や一体型の数値目標を記載するように指示されております。それを踏まえて、資料2の47ページをご覧ください。47ページの一番下に一体型の数値目標を追加させていただきました。

資料が飛び飛びで申しわけありませんけれども、ここでお手数ですが、資料3をご用意ください。資料3は、現在放課後児童クラブと放課後子どもふれあいスクールの一体型実施予定校の一覧ということで、これは今現在ふれあいスクールをやっているところに網かけのところが一体型実施予定校というふうに記載させていただいています。現在一体型として行われているのが67番、西蒲区の岩室、こちらが今のところ一体型ということで、同一プログラムを月曜日から金曜日までやっているといったところとなっております。平成31年度までに放課後児童クラブが小学校内の余裕教室等で行われている網かけの20カ所を一体型として数値目標としたところです。

裏面をご覧ください。裏面は、国が示した一体型のイメージ図です。両事業が同一事業というものではなくて、共通のプログラムに子どもたちが参加し、多様な体験、活動の機会を拡大していくというものが国の示すイメージ図となっております。

お手数でも、また資料の2に戻っていただきまして、50ページをご覧ください。50ページの下線を引いたところが今回追記した部分でございます。子どもふれあいスクールの整備というところの本文の3行目ですけれども、平成31年度までに開催日数を平均週2.5回とし、事業の充実を図ることを記載させていただきました。

また、(2)、連携の推進の3段落目の2行目ですけれども、現在地域コミュニティ協議会による地域主体運営モデル事業を行っておりますので、地域の具体例ということで、コミュニティ協議会を記載させていただきました。

以上が資料2の修正部分でございます。

また、ここで資料1にお戻りいただきまして、次に通し番号の3です。こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業者に対しまして、研修や情報交換等を行い、公設、民設を含めた本市の放課後児童クラブ全体が条例の基準を満たしていき、常に最低基準を超え、設備及び運営を向上させるよう図っていきますというふうに計画書のほうに記載をさせていただいておりますけど、ちょっとこの部分につきましては、「指導員の処遇改善、人材確保の方策も検討する」とつけ加えるべきというご意見でございました。市といたしましては、「放課後児童クラブが条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備及び運営を向上させることを図ること」ということを条文に記載しております。そういった趣旨から、職員の処遇改善とか、人材確保の方策の検討も含まれるものというふうに考えておりますので、計画書の案については、修正を行わないものとしております。ですので、修正行わないこととさせていただきます。

続きまして、その下、通し番号4でございます。こちらにつきましては、小学校6年生までを受け入れ対象とし、必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら施設整備を行っていきますという記載の部分につきましては、いただいた意見としては学校施設、学校敷地外の民家、アパートなども活用しながら1集団の規模を40人になるよう施設整備を行っていきますというふうにすべきというご意見をいただきました。市といたしましては、児童の放課後の安心、安全な居場所として、学校外に移動せずに過ごせる場所の確保が必要というふうに考えております。学校の施設の活用を基本とし、場合によっては学校外施設等も活用しながら、児童をおおむね40人以下の支援の単位に分けて、かつ1人につきおおむね1.65㎡以上の施設面積を確保できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、次のページ、通し番号5、通し番号6についてです。こちらにつきましては、計画書の中で放課後児童クラブの質の向上、(1)、条例に沿った運営の部分についてご意見をいただいたところ です。

まず、1つ、職員の基準ということで、通し番号の5のご意見としましては、職員について「うち1人を補助員にかえることができる」というものを「2人とも放課後支援員にする」とすべきだというものです。いただいた意見の理由といたしましては、放課後支援員が休むとき、補助員と代替臨時では何かあったとき不安。災害、救急車、ノロ、急な引きつけなどに対応するには、新潟市が今まで行ってきた正規2人体制を継続してほしいという理由で意見をいただいたところです。

通し番号6のご意見は、「このことを基本としながら、うち1人を補助員にかえることができるという規定もありますけれども、本市では人材育成を図る観点から、補助員であっても『放課後児童健全事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれる者』としています」を削除し、「支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格を持つ職員を2名以上配置する必要があります」と修正すべきだというご意見をいただいております。理由といたしましては、これまで新潟市で事業を始めたときから、各クラブに正規職員2名と児童数において臨時指導員を配置してきたところです。国が1施設1名分の補助単価を出さなくても、2人を配置しまして、保育計画、行事の相談をし、さまざまなトラブルや困ったことを相談しながらクラブ運営を行ってきたと。各クラブの児童への保育、保護者対応の難しさ、学校、ふれあいスクールとの連携、地域の方々との連携、大規模クラブ、施設の狭さ等々日々の支援員の仕事はたくさんある。放課後児童支援員と補助員（たとえ支援員の資格があっても）と待遇の違う職員配置では、放課後児童支援員1人に責任がかかってくる。意欲を持って働いている新潟市のひまわりクラブ指導員を新潟市と社会福祉協議会は、新しい運営基準に関する条例ができた後も守るべき、これまで新潟市が築いてきた学童保育の水準を引き下げないでほしい。民間で行っている事業所で一、二カ所基準に満たないところがあっても、長期的な展望に立ち、例外を認めながら行ってほしいという理由でご意見をいただいたところです。

市といたしましては、条例でも記載しておりますけれども、「放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は最低基準を理由として設備及び運営を低下させてはならない」ことを明記してございます。そのため条例に定める基準に沿った運営を行うことで、現に有資格者が2人以上で運営しているクラブにおいては、引き続き2人以上の放課後児童支援員が必要ということになります。

また、補助員を配置した場合でも、3年以内に放課後児童支援員となることを要件としており、質の向上を図ることとしています。民設クラブ等では、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所について、児童の安全が確保される場合は、職員2名のうち1人を兼務を認める規定もございます。そういった旨の考えをお示していきたいというふうに考えております。

次のページ、通し番号7です。施設、設備についてご意見をいただいております。1.65㎡以上の確保というところを1.98㎡以上確保すべきというご意見をいただいております。理由といたしましては、1.65㎡では狭い。特に高学年を受け入れ、体も大きくなるので、広いスペースが必要になると思

う。広さを確保するための具体的な案を早急に示してほしい。支援員の配置と同時に、施設の分割、クラス制など、現場でどうしていけばよいのかわかるようにしてほしいというものでございます。市といたしましては、厚生労働省で定められました1.65㎡以上というものにつきましては、国の専門委員会の報告でもあったんですけども、現状1.65㎡以上を満たしていないクラブが今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねていけるよう現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に、1人当たり1.65㎡以上とすることが適当ということ踏まえて、省令で定められたものでございます。本市といたしましても、1人当たりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが現在ありますことから、国の示す基準が適当として条例に規定したものでございます。ただし、条例の設備の基準の中で、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、以下専用区画としておりますけれども、これにつきましては省令に加えて、「専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く」ということで、専用区画から除かれる部分を条例には具体的に明示しております。現場での対応につきましては、今年度から放課後児童健全育成事業者及び職員に対しまして、研修、情報交換会を実施しております。新年度における運営について情報共有を行い、各クラブの現状、今後の対応などを話し合う機会を設けています。また、来月にも今年度3回目の情報交換会を予定しておりますし、新制度開始後もこれらを継続していきたいというふうに考えております。

1 ページめくっていただきまして、通し番号8です。こちら通し番号7と同じ箇所についてのご意見です。いただいたご意見ですけれども、「5年間の経過措置期間内に施設整備を進めていきます」という箇所につきまして、資料の追加として、施設整備（5年間の経過措置期間）の予定の一覧表を提示してほしいというものです。理由といたしましては、大規模クラブ、老朽化が激しいクラブがたくさんあるが、〇〇クラブは何年にプレハブまたは教室を借りるよう学校と交渉中であるなどの計画が保護者や指導員、学校、地域の方々にいつでもわかるよう示してほしい。それぞれのクラブがいつ分割するかがわかれば、現状を耐えることができるのではないだろうかという理由でご意見をいただきました。これにつきまして、市のホームページで部会の資料を公開しております。前回第7回の部会の資料5に、面積要件により平成31年まで整備が必要と見込まれる小学校を示しております。児童数の増減とか、各施設の状況、民設クラブの運営状況によりまして、施設ごとの整備の緊急度が毎年変動するものと考えております。小学校施設の活用については、小学校との協議も必要となりますので、長期的な計画に具体的な施設名を明示することは難しいという状況です。また、面積要件以外にも老朽化要件等もありますので、5年間の経過措置期間中の中で計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。

次のページをご覧ください。通し番号9です。放課後児童健全育成事業所への研修と情報共有についてのご意見です。計画の記載に対する修正ではなくて、研修内容についてのご意見です。4月から6年生まで受け入れることになるわけですけれども、高学年児童への対応を行う必要があり、あと他県で高学年を受け入れている事業所の支援員の話聞くのが一番いいですとか、あと新年度からの全員

研修の回数をふやしていくことが大切ですか、障がいのあるお子さんのことなどについて対応に困っているといたるところの悩みに応えてくれる研修を取り入れてほしいといったご意見です。これにつきましては、本市でも以前から25年度から高学年を受け入れているモデル事業を行っておりますし、以前から受け入れている民設クラブもございます。こういったクラブの職員を交えた情報交換会を今年度開催しておりますので、引き続き継続していく中で意見交換をして、それぞれ悩み等をお互い情報を共有しながら解決していければなというふうに考えております。あと放課後児童クラブ全体の質の向上を図るため、今後も公設、民設を含めました研修内容の充実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、通し番号の10です。こちらにつきましては、放課後児童クラブの整備についてのご意見です。新制度では、小学校6年生までが対象となり、ますます利用児童数がふえることが予想される。施設の整備を後回しにし、待機児童を出さないで受け入れることにより、大規模クラブがふえてきたことの弊害は大きいと思う。5年間の経過措置ではなく、早急に大規模クラブを解消することが必要。大規模クラブでは、児童の安全、安心の生活を保障することはできない。新制度では、子ども1人当たり1.65㎡以上の面積を確保する、支援の単位を構成する児童数40人以下を早急に整備する具体的な事業計画を立てる必要があるというご意見をいただきました。これにつきましては、市といたしましては、児童1人につきおおむね1.65㎡以上の面積を確保するための整備を行うとともに、支援の単位ごとの放課後児童支援員を配置していくために、5年間という期限を設けることで、より計画的に児童の受け入れ態勢を整えることができるというふうに考えております。

残りの通し番号11と12は、地域ネットワークワーク部会の関連項目となります。

以上、説明が長くなりましたけれども、説明を終わります。

○植木部会長

ありがとうございました。9件の内容についてご説明を今具体的にいただいたわけでありまして。この後大竹委員から順番にご意見をいただきたいと思いますが、簡単に少し内容をもう一回確認していきたいと思っております。

通し番号のまず2番に関しては、これご意見の内容が一体化に関する懸念です。ただ、これはやや誤解がありまして、一体化というのはやりません。事業計画書の中にもその文言はないということになります。国が言っているのは一体型です。これは、市の考え方にあるように、共通のプログラムに参加できるようにするということですので、これは明確に異なるということでございます。

それから、通し番号の3番に関してです。指導員の処遇の改善や人材確保の方策を検討する。大変重要な内容だというふうに思われます。これに対する回答は、それが含まれるというふうにここでは明確に言っておりますので、そのようなことだろうということですので。

それから、通し番号の4番に関してです。学校施設のほか、学校敷地外の民家とかアパート、こういったものも活用したらどうか、それから1集団の規模を40人になるような施設整備、こういったこ

とをすべきというふうなご意見です。これに関しては、学校施設などというふうな表現をもともと使っておりますので、このなどの中に市の回答のところでは、場合によっては学校外施設等も活用しながらということですので、これは含まれるというふうに解釈できる。それから、1 集団の規模を40人というのは、これは条例の中にそれが明記されていますので、これは大丈夫だろうというふうに考えられます。

次に、通し番号の5番です。うち1人補助員にかえることができるという部分、これは2人とも放課後指導支援員にすべきというふうなご意見です。ただ、これが理由のところでは補助員と、それから代替臨時というのが並べて書かれておりますけれども、この支援員あるいは補助員というのは、これは有資格のことをございまして、これといわゆる雇用形態というのは別な事柄であります。ここでは雇用形態のことを言っているのではなくて、こういった資格の名称のことを議論したということになります。

通し番号の6番に関しても同様でしょうか。

それから、通し番号の7番です。1.65平方メートル以上確保は1.98平方メートル以上確保とすべきと。確かに狭隘化が大変これはこの条例をつくる前から随分と課題として積み残されてきたところがあります。この解消に関しては、このチャンスに逃す手はないというふうに思うのは、我々も共通の考え方です。1.65平方メートル以上というこの数字ですが、これは厚生労働省令と、それからガイドライン、ここに根拠を求めているということでもあります。何かしらやはり根拠がないと、この数字というのはなかなか出せませんので、ただし1.65平方メートルにするのではなくて、1.65平方メートル以上にするということが一つかなと、それから本市の条例に関しては、そこにさらに専用区画、これに関しては除いて計算するということですので、プラスアルファでやや厳しくしているというふうに解釈できるのではないかなというふうにも思います。

それから、通し番号の8番ですけれども、5年間の経過措置の施設整備の予定の一覧表を提示してほしいということです。確かに現状の施設の状況、これを予定が、先がわかれば何とか頑張れるというふうな気持ちもよくわかります。ちなみにその資料に関しては、第7回のこの部会の資料で一覧があるので、現時点ではそれが目標だということです。ただ、これは次年度以降また内容が変わってきますので、恐らくそのたびにそうした計画書あるいは案のようなものが作成され、更新されるのではないかなと、こんなふうに思われます。

それから、通し番号の9番です。高学年児童への対応、それから障がいのある子どもへの対応、これに関しては今後今年度から始まっている情報交換会、これを継続して開催していく予定だと、こういうふうな状況です。

それから、通し番号の10番に関しては、5年間の経過措置ではなくて、早急に解消しなさいというふうなご意見です。このあたりも我々も同じ気持ちでございまして、早急にこれは解消しなければならぬ。ただ、これはある程度の期限を設けないと、これはいつまでたっても解消できないということ

になります。そこで、5年というこれがある意味5年間で必ずやってくださいという我々からのメッセージ、我々委員からのメッセージというふうにもなります。それから、5年ということの根拠ですけれども、これは支援事業計画が5年計画ですので、それに載る内容ですから、この5年間の事業計画の期間内に必ずやってくださいということも含まれるものでございます。

簡単ですが、そのような内容で補足をいたしました。

ということで、この市の回答と、それから資料2の子ども・子育て支援事業計画書（案）の該当する部分、市のほうで修正をかけていただいた部分、この部分に関してご意見あるいはご質問等あわせて順番にいただければと思います。大竹委員、申しわけありませんでした、出しまして。よろしくお願いたします。

○大竹委員

今部会長から補足説明のあったことで、いただきましたので、内容がよくより具体的に理解が進んだように私自身は思っております。ただ、この中で意見というよりも、感じたことを1つ、2つお話しさせていただくとすれば、最初の通し番号2番の放課後子ども総合プランの中で、放課後子供教室と児童クラブとの一体化については、理解の誤解があるというようなことでしたけれども、それを通して感じたことは、なお放課後児童クラブとは別個に運営されるふれあいスクールの充実ということも地域においてこれからますます必要になっていくんだなということをどんな方法で今現在持っていない地域にそのふれあいスクールの拡大、設置していくことができるのかなということが、またこのことは別個で変更していただくことになるかと思うんですけれども、そのことを何とか形づくって考えていけるといいなというふうに感じました。

いろいろあったんですけども、一番感じたことはやはり利用者側から見たときの一番の関心は、やはり施設整備についてだと思うんですが、この5年間の経過措置の間に通し番号8番のご意見、利用者側から見ると、やはりこの5年間の経過措置の間じっと、私も子どもが利用している児童クラブはいつ、どんなふうに変わっていくんだろうということがやはり一番の関心事かなというふうに思います。事務局の説明で、大変だろうなということによく理解できるんですが、また小学校施設の中でのそれぞれの学校との協議ということも本当にご苦労ではあると思いますけれども、利用者の気持ちを考えると、やはりいつ、どんなふうに変わっていくのかというところの大まかな計画でも、今こんなふうに進めていますというような説明を丁寧にする必要があるのではないかなというふうに感じております。

それと、最後に施設の基準なんですけど、1.65。これは、今厚生労働省のガイドラインに基づいてということになっておりますし、そのときになぜ1.65かという根拠を私はお聞きしたときに、学校の教室を基準に考えているというようなお返事いただきました。この7番のご意見の1.98は何を根拠にしているのかなんていうところもちょっとわからなかったんですけど、ただ全体で考えられるのは、放課後児童クラブというのは、帰宅後自宅で生活することができない子どもたちをお預かりしてというよ

うなことを考えると、自宅と同じというわけにはいかないけれども、やはり教室で机を並べて座っている状態を考えたの基準というのは、ちょっと変かなというふうなことも感じております。ただ、今部会長さんからご説明いただいたように、1.65以上というこの以上に期待して、一つ一つクリアしていかなければいけない課題がいっぱいある中で、以上に期待して整備を進めていきたいと思いますというところで、これはここで今回はいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

では、本間委員お願いいたします。

○本間委員

お願いいたします。今ご説明いただきましたけれども、とりわけ市の考え方のところについては、適切に回答していただいているなというふうに私は感じて、聞かせてもらいました。質問ですけれども、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の予定校一覧が出ておりまして、網かけがついた学校がございますけれども、網かけがついていないところについて、今後どのような方向性を持っておられるのかということと、あわせて関連するんですけども、地域コミュニティ協議会を初めとした地域との連携を進めるとあるというふうにありますけれども、ちょっと聞くところによりますと、地域コミュニティに関しては、さまざまな受けとめをしているところがあるというふうに聞いておりますけれども、そのあたりも含めながら、見通しといたしますか、お考えをお聞きできればと思います。

以上です。

○植木部会長

回答できますか。

○本間こども未来課育成支援係長

それでは、まず最初の大竹委員のほうから1.98㎡の根拠ということなんですけれども、これは保育所の満2歳以上の基準が1.98㎡ということになっていますので、そこからとってこられたのかなというふうに推測いたします。

○植木部会長

後からまとめたのほうがいいですか。ご意見一通りいただいて、まとめて回答されたほうがいいですか、できます。

○本間こども未来課育成支援係長

その都度のほうが。

○植木部会長

では、本間委員のご回答をお願いします。

○本間こども未来課育成支援係長

本間委員のほうからご質問があった網かけ以外のところについては、佐々木室長のほうから。

○佐々木生涯学習課青少年・地域と学校連携室長

生涯学習課青少年・地域と学校連携室の佐々木と申します。今本間委員からのお話で、一体型のふれあいスクールとひまわりクラブの事業についてです。網かけになっているところは、小学校の校地内にあるところですので、これは同一の建物の中で行っていますから、子どもたちの交流が容易にできると考えております。なので、ここについてはもう一体化を進めていく形で行われるのではないかなと考えております。ただ、ほかの敷地内にあるところについても、これはやはり深く連携を図っていく必要があると思っています。この一体型を進める中で、一番大事なことは、共通のプログラムというところかと思うんです。ひまわりクラブに通う子どもたちもふれあいスクールに来やすいように、そして例えばお互いに学習教室を行っている、ふれあいスクールの中でも学習ルームをつくって、子どもたちが宿題をしているところがありますし、ひまわりでは時間帯を決めて、そこで宿題をしているところがあるかと思います。そういうところが両者が同じところで学習することの共通のプログラムになってくると思いますし、ふれあいスクールでは折り紙教室とか、いろんなイベントもありますので、そういうところにお互いが来れるような、そういう形にしていくことが大事かと思っていますので、ほかのところについても一体型に近く、連携を進めていけるような方向で事業を深めています。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

お二人から何か。どうぞ。

○大竹委員

今ご説明いただいたのは、網かけの部分について、ふれあいスクールがあるところについてどんな形で進めていくかということでしたけれども、私が知りたいのは、この網かけになっていないところのふれあいスクールをどんなふうに構築していくのかなというところを知りたかったんですが、それがやはり今後ますます必要になっていくのではないかなというふうな思いがありますので、その辺の問いかけについて教えていただきたいです。

○佐々木生涯学習課青少年・地域と学校連携室長

大竹委員のお話の中で、一つのふれあいスクールの校数の拡大について先ほどお話があったかと思っています。これは、ふれあいスクール事業は、教育委員会とPTAの共催で行っている事業です。ですので、事業を始めるときには学校に文書をご案内しますが、保護者と話し合っ、そして必要があれば手を挙げてくださということでご案内をしています。平成14年から事業が始まって、毎年いかがでしょうかということでご案内差し上げているんですが、現在は113分の67で行われているとこ

ろです。来年度は、今のところ3つが手を挙げて、ふれあいスクールを開設しようというところですが、各区によってやはり取り組みができるところとできないところがございます。学校の事情もあって、例えばなかなか校区が広くて、子どもたちの帰りが心配であるというところもありますし、近くに児童館があって、子どもたちはそこでも過ごすことができますということで、今のところできるところとできないところがあります。もしニーズがあればですけども、それでも私たちはお応えしようと思っておりますし、その網かけがないところについても、例えば今まではなかなか来れなかったんだけど、来れるようにお互いに連絡をとり合って子どもたちが利用しやすい条件をさせていきたい、そう思っております。

○植木部会長

よろしいですか、本間委員よろしいですか。

○本間委員

はい。

○山賀委員

1点今のものからでいいですか。

○植木部会長

はい。

○山賀委員

山賀です。実は、ふれあいスクールについては、私もPTA会長をやっているので、今の佐々木さんのご指摘どおりに必ず学校を通してふれあいスクールを希望されますかという、役員の皆さんはほとんど賛成の手が挙がらないんです。つまり保護者の協力がないと成り立たない事業なので、今みたいに例えば放課後児童クラブで子どもを預けて仕事に行きたいという地域は、当然昼間ふれあいスクールをする親御さんがいないということがあり得るんです。結局役所とか、そういう方々が職員を派遣してくださるんだから、ぜひやってほしいという意向はあるんですが、先ほどのお話のように、保護者が運営をするんですということになると、ほとんどの役員さんはいや、それはちょっと無理だねと、できないねという、多分そういう学校が多いということなんだと思うんで、やっぱり言うなれば保護者の希望があるかないか、協力してやってもいいよという意向が、手が挙がっているところでなかなかまずそれが事業として始まっていないということであれば、積極的にサポートしてあげていただきたいと思うんですが、なかなかふれあいスクールどうですかといっても、無理強いはできないというのが各学校のPTAさんの今の実情かなと思っています。そもそも論という、PTA活動自体にも非常に負担を感じている親御さんが今多い中で、このふれあいスクールの役割を担ってやるという方がなかなかいないというのも現状としてはあるかなと。その辺は本間先生のほうがよくご存じかなと思いますが、私のほうはPTA会長であった経験からちょっと補足をさせていただきます。全てがそうではないかもしれませんが、そういう校もあるというのを。

○植木部会長

山賀委員、引き続きほかの部分で。どうぞ。

○山賀委員

私のほうは、先ほどの部会長さんのほうから補助員というのと支援員の定義ということについて、雇用の形態とは違うんだというお話がありました。私もやっぱり施設を運営していろいろ感じるんですが、確かに私どものほうでの正規職員とか、契約職員、そしてパートさん、さまざまな雇用形態を使っているんですが、必ずしも正規職員を雇用すれば質が高いものが提供できるというふうには実は言い切れないところがあります。大事なことは、やはり質の高い支援をするには、研修をするなり、それぞれの職場の意思疎通を図ったりとか、またそういうリーダーとしてどういう方がいるかということ、リーダーを育てるのがとても大事ななということを感じているところです。

あと先ほど1.65の問題がありましたけれども、今ここで多分一番注目されているのは、1.65を満たしていないところが多いということだと思んですが、どうしても私たちは1.65でいいというわけではないんですよと言っているながらも、1.65をクリアしてしまうと、じゃこれでいいねということはいがちなんです。ですので、やはり例えば新潟市基準として、1.65は準拠しつつも、2割増しぐらいを目指していこうとか、何かしらそういうものが大事ななという気はします。そうでないと、やはり整備計画をする上でも、1.65をクリアした段階で設計上はこれだけ拡張すれば1.65クリアできるからいいねというふうになりがちかなと、その辺はちょっと先ほど以上とは言いながらも、限りなく1.65に近い評価になってしまわないように再度その辺の面積のレベルというか、その辺は検討していくべきかなと思って伺いました。

あと3つ目としては、象徴的なのが10番のところで、施設整備を後回しにし、待機児童を出さないで受け入れることにより、大規模クラブがふえてきたことの弊害は大きい。まさにこれは非常に象徴的かなと、よかれと思って幅広いニーズに应运えてきて、受け入れてきたら、結果的には質の高い支援ができなくなった、サービスが提供できなくなったという現状を招いたということがやっぱり非常に背景にあるのかなと思っています。具体的には、私は学校敷地内も限界があるので、もっと地域中の社会資源なりを活用できるような具体的な方法を検討して行って、やっぱり分散型というか、そういうことも、ただ建物を建てるということではなくて、敷地内に建物を建てたり、そういうことではなくて、何かしら地域の資源をうまく使えないかなというふうに、市役所の建物だったら決して皆さんの自由に使えるということではないらしいですけども、所管が違くと自由には使えないということもあるようですが、やっぱり内部でも調整しながらここあいているよねということで、うまく協力し合っていていただけないかなと、そういう意味でももう少し5年の経過措置の具体的な方策、こういうものについて資源を活用しますよとか、具体的な幅広い選択肢がありますよということを示さないで、漠然として5年間ですますよということでは、ちょっと不安かなという印象をちょっと持ったところです。

私のほうは以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

山岸委員、お願いします。

○山岸委員

山岸です。今のご意見引き続きなんですけど、今まで検討してきた中で、いろいろな案が具体的に出てきましたが、それに伴って予算の確保も必要かなと思います。そこができない限り新たなものをスタートさせることが非常に難しかったりするので、どれだけ予算をここに当てはめていって、今まで検討した意見を、そしてまた4月から5年間かけて実際にやっていけるのかというところに今度はかかってくるのかなと思っています。

それともう一点なんですけど、放課後児童クラブとこのふれあいスクールの一体型事業という先ほどちょっとお話がありましたが、一体型というどうしてもやはりこのパブコメでも出てきましたけれども、誤解があるので、例えば連携型とか、ちょっと違ったものにする必要も検討していったほうがいいんじゃないかなと思います。私もふれあいスクールで支援していますが、一体型となると、両方で運営するようなイメージがどうしてもついてしまっていて、必要な部分は必要に応じて連携しながら子どもたちを育てていくという意味では、一体型という文言よりも、連携型とか、例えば協力型でもいいですけども、そういったような文言にかえてみてはどうかなと思います。共通のプログラムとありますが、今現場では、西内野小学校だけしかちょっと私わかりませんが、ひまわりクラブの子どもたちが開催時にお母さんと約束をしてふれあいスクールのほうへ参加するという形はありますが、ふれあいスクールの子どもたちが今度ひまわりクラブを利用するということはありませんので、そのあたりでちょっと一体型という意味合いからしても違うかなとは思っています。ただ、現場のひまわりクラブの職員と、それからふれあいスクールの運営主任やスタッフ、運営側のPTAや学校などが教育委員会もそうですけれども、今後こんなふうに連携して事業を進めていきたいと新潟市は思っているんだよということを開催している学校の皆さんそれぞれがまだまだ周知されていないので、これからどんどん周知して連携を深めていく必要がいずれは子どもたちのためになるかなと思っています。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員

私は、10番の待機児童を出さないで受け入れることにより大規模クラブがふえてきたというところで、自分が子どもを預けていて利用者であったとき、これもすごくありがたくて、すごくよかったん

ですけど、今は預けていなくて、こういった会議に参加するようになって、問題点とかもちょっとわかるようになってきて、周りの通わせているお子さんたちを見たりすると、実際には必要のないお子さんが行っている場合というのがありますし、お友達の中にもひまわりクラブに行って、お菓子だけもらって遊びに来ましたという子も中には結構いますので、現場で働いている方たちにとっては、うんと思うことも多かったのではないかなと思いました。今回のこの意見の中にも現場の方なのかなと推測できるような意見もありましたので、これからもこういった現場の方なのかちょっとわかんないんですけど、そういった意見もこういった会に上げてもらって、こういった会でもっともっと議論していければいいかなと思いました。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

今やはり5年間の経過措置とする場合に、今その具体的な5年間の事業計画、そういったものをやはり見通しとして何かしら必要だろうということです。これは利用者にとってもそうですし、場合によっては現場で働いている指導員の先生方にとっても重要なことかもしれませんし、あるいは市民、外側に対しての義務とか、説明の義務のようなことも踏まえるのかということです。この辺を具体的に検討していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点に関しては、やはり一体型という名称の誤解、これはもうこの会で何度も議論して、大体わかってもらえているだろうと思いきや、やはり誤解が生まれるということです。大変重要なところで、これがまた公開されますと、これをぱっと見たときに十分な説明がないと、そういうことになり得るんだなということがよくわかります。したがって、例えば先ほどの山岸委員の提案のような一体型という意味合いを含めた具体的な連携型とか、協力型とか、表現をわかりやすくする必要がやはりあるのではないだろうかというふうに思います。ただし、連携型というふうにここで表明する場合には、それが国の子ども総合プランにおける一体型のことをいうと、こんなふうな注釈があればよろしいのではないかなと、こんなふうにも思いますので、これをやはり初見で見る市民の方にとってどうかというふうな視点がきょうたくさん上がったかなと、こんなふうに思われます。

事務局のほうから、ただいまのご意見に関しての何かコメントございますか。

○佐々木生涯学習課青少年・地域と学校連携室長

山岸委員からの文言の定義についてご意見ありがとうございました。今ここで使っているのは、国が示しているものです。やはり市民がわかりやすいということは検討する材料になるのかなと思いますが、ただやはり一体型と言われるときには、もうその学校の中にある、または隣にあるここまでは一体型と言えるんですが、例えば歩いて何分もかかるところについては、一体型と説明することはできない、こういうところもありますので、国がそこで一体型と連携型と言えるのかと思います。私たちがどのネームを使うかというあたりについても、ちょっと検討を加えながらわかりやすく説明を

きるようにしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。

それでは、きょういただいた委員の皆さん方のご意見を反映していただいて、事務局のほうでまとめていただきたいと思えます。その後再度まとめたものを恐らく郵送等で委員の皆さん方の手元に届くものと考えられます。確認していただいて、部会の最終案を確定していくと、このような流れになります。

来る3月11日に子ども・子育て本体会議が開かれると、こういうことになっておるようです。そこで、その最終案を報告され、そして向こう5年間の計画というふうに確定されると、このような流れになるというふうに聞いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうに与えられた議事、議題に関しては以上でございます。皆さんどうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

4 その他・事務連絡

○本間こども未来課育成支援係長

植木部会長、ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の4、その他、事務連絡でございます。

今ほど植木先生からご説明いただいたとおり、この支援事業計画案につきましては、3月11日の本体会議で示させていただくんですけども、その前に本日の部会の意見を調整して、またお示しをした上で本体会議に提出をしていきたいというふうに考えてございます。本体会議の承認を得た後に、新潟市の計画として県のほうに提出をするというふうになります。

ここで、資料の4をご覧くださいと思います。本部会、条例の制定とあと事業計画案の策定という2本柱で進めていってまいりました。ひまわりクラブの利用料金、あと利用時間のことも検討していただいたところですけども、利用料金また減免制度、職員の待遇改善等、この議論はまだ決着をしていないといったところもありますので、当初今回で部会を終了させていただく予定でしたけれども、できましたら次年度もこういった検討項目が残っておりますので、部会を継続させていただきたいというふうに考えております。なお、本体会議の委員の皆様につきましては、平成28年8月末までが任期でございます。あと部会長と山岸委員につきましても、臨時委員の任期は3月末ですけども、8月まで延長をお願いしたいというふうに考えております。8月までに2回もしくは3回部会を開催して、積み残しの議論を継続して検討していただければというふうに考えております。

私からの連絡事項は以上です。

○小沢こども未来課長

改めまして、こども未来課の小沢でございます。委員の皆様におかれましては、平成25年の10月から正味1年半、計8回の当部会の議論をしていただきまして、大変ありがとうございました。この間皆様方からいろいろな意見をいただきましたし、また本日も児童1人当たりの面積1.65㎡の確保ですとか、放課後児童指導員、今度は支援員になりますけども、その配置ですとか、いろいろ今後の新潟市の放課後児童健全育成事業の量と質の改善については、まだまだ課題があるというふうに思っております。とは言いつつも、この国が進める子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まりますが、非常にいい形でスタートさせていただくことができたというふうに私は思っております。指導員の配置につきましては、国においては有資格者の2名のところ、本市独自の形ということで、かえることもできる補助員の期間については、3年という限定を条例の中にきっちりとうたい込んだと、それから1.65㎡、部屋の広さのカウントの仕方、これについては今まで建物の総体でというようなことをやってきたわけですけども、それも本市条例については実際に日ごろ子ども供さんたちが過ごす場所だけを限定するんだよということもきっちり条例の中に盛り込んだということでは、新潟市のオリジナリティーが盛り込むことができました。そういった点でほかの都市に比べて一歩進んだ形で条例の中に盛り込んで、そして子ども・子育て支援新制度のスタート地点に立てたということは、本当にいいことではないかなというふうに思っておりますし、また委員の皆様のご議論いただいたものがこういった形になったということで、大変感謝いたしております。

また、先ほど事務局からもお話しさせていただきましたが、まだまだ議論尽くせない点もございまして、部会については継続していくことで考えていきたいと思いますが、ただ放課後児童クラブだけの利用料金でおさまるのか、保育園の保育料、それからこの4月から幼稚園の授業料についても子ども・子育て新制度の中で法的に定めるような形になりましたので、幼稚園の授業料についてもどうなのかという議論が必要となってまいります。そうした中で、放課後児童クラブ単独で議論を進めていくほうがいいのか、あるいは保育園保育料、それから幼稚園含めた形でやっていくほうがいいのかにつきましては、私どものほうで整理をさせていただいて、子ども・子育て会議については幼保部会もありますので、そちらとも調整を図りながら、どんな形でスタートできるのか、もう少し検討させていただいて、改めてご相談をさせていただきたいと思っております。ただ、今のところの予定からしますと、8月までの間に完了とはなかなかならないというふうに思っておりますので、皆さんにおかれましては、引き続きご協力いただくようなことをご了解をいただきたいと思っておりますし、またもし不都合な点があれば、早目に事務局のほうにお申し出いただければありがたいというふうに思っております。

一応この年度ということで、本日がこれで最後となりました。繰り返しになりますけれども、我々もこれで全ていいと思っておりますので、まだまだ改善すべきところがありますし、またこの基準条例をもって最低のものとしてはいけないというようなこともございまして、この量の改善、質の改

善、これについては図っていくようなことで我々も努力していきたいと思いますので、今後とも新潟市の放課後児童健全育成事業を初め、子ども・子育て支援制度にご理解、ご協力いただきますことをよろしくお願いいたしまして、最後の感謝の言葉にかえさせていただきます。長い間本当に委員の皆さん方にはいろいろご議論いただきまして、大変どうもありがとうございました。

○本間こども未来課育成支援係長

それでは、以上をもちまして第8回放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。

貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございました。